

2018年7月6日

各位

会社名 日興アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード：13084)
代表者名 代表取締役社長 柴田拓美
問い合わせ先 E T F 開発部 今井幸英
(TEL. 03-6447-6581)

「上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング）」 重大な約款変更（確定）のお知らせ

当社は、「上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング）」（以下、当E T Fと
いいます。）（証券コード：1681）につき、2018年5月14日を基準日と定め、法令の規定に従い、重
大な約款変更を提案し、2018年7月5日に書面による決議を行ないました。当該書面決議の結果、賛
成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含み
ます。）が保有する2018年5月14日現在の受益権口数が、2018年5月14日現在の受益権総口数の3分
の2以上であったため、予定通り、2018年7月6日に当局への届出を行ない、2018年7月30日および
2019年4月20日にそれぞれ下記の約款変更を実施いたします。

記

1. 対象ファンド

「上場インデックスファンド海外新興国株式（MSCIエマージング）」

2. 約款変更に関する日程

- 書面決議日 : 2018年7月5日（木）
 - 買取請求開始日 : 2018年7月6日（金）
 - 買取請求終了日 : 2018年7月25日（水）
 - 約款変更実施日
- | | |
|---------------------|-----------------|
| 新規投資対象ファンドを追加する約款変更 | : 2018年7月30日（月） |
| 既存投資対象ファンドを削除する約款変更 | : 2019年4月20日（土） |

3. 東京証券取引所における売買に関して

当E T Fは、継続して東京証券取引所に上場され、東京証券取引所を通じた当E T Fの売買方
法は従来通りで変更はございません。

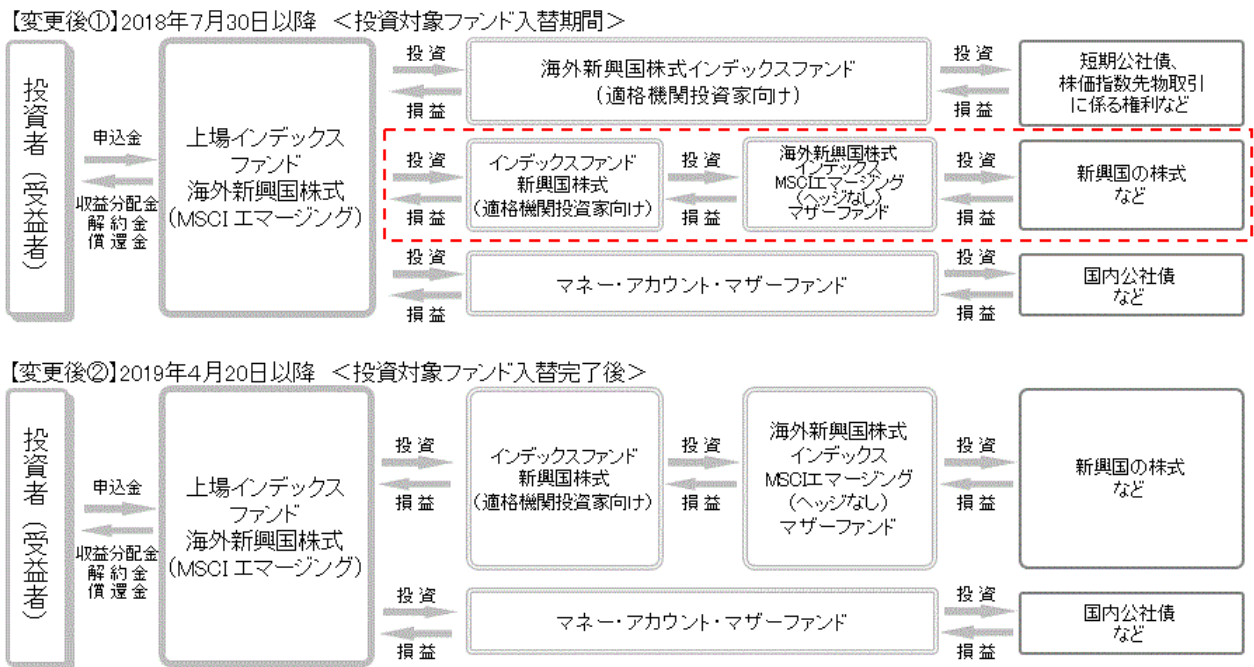
4. 約款変更の内容および理由

＜議案：投資対象ファンドの入替＞

当ETFについて、株価指数先物取引を活用した運用から現物株式による運用へ実質的に変更することで、つみたてNISAの対象商品に係る登録要件に適合させるため、投資対象とする投資信託証券（以下、投資対象ファンドといいます。）を現物株式による運用を行なうファンドへ入れ替えるべく、以下の通り、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

- ① 2018年7月30日付で、新規投資対象ファンドである「インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）」を追加いたします。
⇒上記の約款変更後、順次、投資対象ファンドの入替を行ないます。
- ② 2019年4月20日付で、既存投資対象ファンドである「海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）」を削除いたします。

◎ご参考：投資対象ファンドの変更内容



5. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は2018年7月6日から2018年7月25日までの間に、当ETFの受託会社に対して、2018年5月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

<NISA口座で保有されている国内の個人受益者様へ*>

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ETFを保有されていて、かつ、上記5に記載の買取請求により譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができず、確定申告を行なう必要があります。

NISAの適用を受けるためには、証券会社を通じて市場売却することをお勧めいたします。

※弊社が信頼できる情報を元に判断した内容ですが、その内容全てについて弊社が保証するものではありません。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

6. 約款の新旧対照表

<2018年7月30日変更実施分>

新	旧
付表 (1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」 (イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 <u>追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券</u> 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券 (ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	付表 (1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」 (イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券 (ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

<2019年4月20日変更実施分>

新	旧
付表 (1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」 (イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 (ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券	付表 (1)約款第21条に規定する「別に定める投資信託証券」 (イ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドを除く投資信託証券」とは、次のものをいいます。 追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）受益証券 <u>追加型証券投資信託 海外新興国株式インデックスファンド（適格機関投資家向け）受益証券</u> (ロ)約款第19条に規定する「別に定めるマザーファンドの受益証券」とは、次のものをいいます。 証券投資信託 マネー・アカウント・マザーファンド 受益証券

◎新規投資対象ファンドについて

ファンド名称	追加型証券投資信託 インデックスファンド新興国株式（適格機関投資家向け）
運用の基本方針	海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド受益証券を主要投資対象として、円換算したMSCIエマージング・マーケット・インデックスの動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
投資方針	主として、海外新興国株式インデックスMSCIエマージング（ヘッジなし）マザーファンド受益証券に投資を行ない、円換算したMSCIエマージング・マーケット・インデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.0972%（税抜0.09%）
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2018年7月30日設定予定）

※なお、投資対象マザーファンドにおいて、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的明確化に関する約款変更を2018年9月26日付で実施する予定です。

◎運用管理費用（信託報酬）について

従前よりも信託報酬が低い投資対象ファンドへ入れ替えることになるため、受益者の皆様に実質的にご負担いただく信託報酬率は、投資対象ファンドの入替前後で年率0.0108%程度引き下がります。

<2019年4月19日まで>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%）以内 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分（年率）> 上記が税抜0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>委託会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>0.15%</td> <td>0.12%</td> <td>0.03%</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p>	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			合計	委託会社	受託会社	0.15%	0.12%	0.03%	委託会社	委託した資金の運用の対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率														
	合計	委託会社	受託会社												
0.15%	0.12%	0.03%													
委託会社	委託した資金の運用の対価														
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価														
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.108%（税抜0.1%）程度														
実質的な負担	<p>純資産総額に対し年率0.27%（税抜0.25%）程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p>														

<2019年4月20日以降>

投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.162%（税抜0.15%）以内 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分（年率）> 上記が税抜0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>委託会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>0.15%</td> <td>0.12%</td> <td>0.03%</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p>	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			合計	委託会社	受託会社	0.15%	0.12%	0.03%	委託会社	委託した資金の運用の対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率														
	合計	委託会社	受託会社												
0.15%	0.12%	0.03%													
委託会社	委託した資金の運用の対価														
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価														
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.0972%（税抜0.09%）程度														
実質的な負担	<p>純資産総額に対し年率0.2592%（税抜0.24%）程度 ※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p>														

以上